

(仮称) 小田原市風致地区条例等の制定についての市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市風致地区条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成 25 年 9 月 2 日
意見提出期間	平成 25 年 9 月 2 日～同年 10 月 1 日
市民への周知方法	市ホームページ、各支所配架、都市計画課窓口

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数 (意見提出者数)	0 件 ( 0 人)
インターネット	0 人
ファクシミリ	0 人
郵送	0 人
直接持参	0 人

3 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	仮設の建築物及び仮設の工作物のうち、市長が認めるものについては建築物の高さの基準を適用しないこととします。	仮設の建築物及び仮設の工作物については建築物の高さの基準を適用することとしておりましたが、市長が認めるものについては高さの基準を適用しないこととします。